



今治市告示第 283 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定により、今治市上徳地域に係る市営土地改良事業計画を定めたので、同条第 7 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 10 日

今治市長 徳永 繁樹



- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・上徳地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 8 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所農業土木課